

いのちの始まりの生命倫理

——宗教文化と歴史的経験の視点から——

宗教倫理学会 20060721

島 菌 進

1. ヒト胚の研究・利用・操作をめぐる討議と宗教文化

◇クローン胚の利用という問題の登場

◎関連略年表・参照

◇主要な論点

(1) 人の生命の手段化・資源化の懸念はないのか？

(2) 科学研究上の必然性（他の可能性はどうか・クローン胚利用の可能性）はあるのか？

(3) 卵子の調達による女性の生命の侵害の可能性はないのか？

◎ヒト胚の研究・利用が人間の尊厳を侵害するという点をどう捉えるか？（←（1））

(a)人の生命の萌芽を破壊すること／(b)人の生命の萌芽を道具として利用すること

◎欧米では圧倒的に(a)の論点が重視される。しかし、人間改造に通じるようなエンハンスメント（増進的介入）の問題も関連して考察されるようになっている。（→『治療を超えて』）

◎ヒトのいのちを何のために用いようとしているのか？

☆難病の人の救済のためという建前

☆実際に予想される利用法（瀧井『人体ビジネス』）

*この問題は世界のどこでもほとんど理解されておらず議論もされていない。

◇なぜ、欧米では人の生命の利用（←→破壊）に対する問題意識が弱いのか？

①ES細胞は個体としての人の生命とはまったく異なるもので、モノに近い存在。

②科学技術の発展そのものにたいしてはたいへん楽天的な進歩観←→科学により悲惨な帰結の自覚（ナチスの医学、原爆）

③ヒト胚の作成・利用の是非という問題が、いつも人工妊娠中絶の是非という問題との関係で取り上げられてきたという理由

◇関連問題——着床前診断の是非

◎中間報告書「島菌進委員個人意見書」

「着床前診断についても審議のために費やされた時間は少ない。記録に従えば、本会議でのわずかな議論に加えて、いくばくかの時間のヒアリングを行ったにすぎない。報告書作成のためのワーキンググループの審議は公表されていないので、そこでどのような審議が行われたのかわからないが、最初の段階の報告書案で着床前診断についての記述はわずかだった、新しい形で優生学的な方向へと進むことが強く懸念され、多くの当事者がいのちの選別の可能性について深い危惧をもつ事柄につき、おぼろげな審議と言わざるを得ない。」

◎ 町野朔委員意見

「ヒト胚は「人間の生命の萌芽」であり、それに相応しい取扱いがなされなければならない。（中略）だが、体外にあるヒト胚は科学者たちが人為的に作り出した存在であり、自然の生殖によって生成するに至った胎児とは異なった存在であるという感覚は、かなりの数の人々が共有するものである。欧米では **embryo** という一つのことで示される存在が、わが国では「胎児」と「ヒト受精胚」の二つの分かれて観念されているのである。（中略）【日本では】クローン胚は受精胚より倫理的価値にお

いて劣る存在と考えられる傾向があったのに対して、着床前診断をめぐる議論では、人工妊娠中絶が日本において事実上自由である状態の倫理的検討を棚上げにしたまま、ヒト受精胚スクリーニングの倫理的許容性が議論されるため、結果的に胎児よりヒト受精胚の方がより手厚い保護を享受すべきであるという、奇妙な結論がとられる傾向がある。／いずれにせよ、報告書案がこのような倫理的に倒錯した考え方を前提にしなかったのは妥当である。(中略) ヒト胚と胎児とが同質の価値を有する以上、着床前診断として行われるスクリーニングの許容性が妊娠中絶の許容原理から導かれるとすることは当然のことなのである。(／は原文改行箇所を示す。また、[]内は島菌が補った部分を示す。)

◎ 中絶よりは着床前診断がよいという意見

☆中絶を予想した出生前診断と、もっと早い段階に選別をしてしまう着床前診断。

☆「胎児性適応」——出生前診断による中絶を、英米仏などでそうしているように、胎児の状態による選別として法的に是認するべきではないか。

☆*wrongful birth*——障害者が生まれてしまったという理由で親が医師を訴えた場合、それを退ける法的根拠はどこにあるのか。

(町野意見)「出生前に胎児が障害を持っていることが分かったときには、母親が希望すればその胎児は中絶されている。(中略)明らかに母体保護法の文理に反する法の適用が行われているのである。／このような法の解釈・運用は不当であり、出生前診断・中絶は断固として違法とすべきだとするののも一つの考えである。それによるなら、着床前診断を行い、現行法の認めていない適応によってスクリーニングを行うことも認めるべきではないということになるのはもちろん、*wrongful birth* は民法上の不法行為にならないとし、さらには、胎児性適応による中絶は墮胎罪として訴追・処罰されるべきだし、しなければならない。／しかし、胎児性適応による人工妊娠中絶を認めないことは、生む・生まないを決定する女性の権利を侵害するものであり、不当なことではなからうか。もし、母体保護法がその権利を認めていないのであれば、それは憲法一三条(幸福追求権。ここにはプライバシーの権利も含まれていると解される)に違反して無効ということになる。同法を憲法違反・無効としてしまうのでなければ、母体保護法を憲法の趣旨に合うように、「合憲的限定解釈」をしなければならない。／以上のように考えるならば、胎児性適応による人工妊娠中絶を許容するとともに、それに沿った着床前診断・スクリーニングも許容すべきことになるのである。」

◇日本では、障害者を排除することを正当化するような出生前診断、着床前診断は勧められるべきではないという立場をとる人が多い(Shimazono forthcoming, b)。

◎町野は人工妊娠中絶を許容するのなら、着床前診断を許容すべきと論じる。

2. 人工妊娠中絶の禁止の文化的歴史的背景

◇人工妊娠中絶が容認されている日本で、始まりの段階の生命の操作に慎重な立場をとるのは首尾一貫していないか?——村上陽一郎氏の考え

「私の見解ですが、廃棄される運命にある凍結余剰胚においても、それは命の出発点であることに変わりない。私自身も個人的にはそう思います。しかし日本の社会の中には、もっと、とんでもないことがある。それと比較してみてください。年間四十万ぐらい殺されていく胎児、一時期は百万を超えていました。その胎児たちの運命と、その母胎から取り出されていった胎児たちが、どう扱われているかということです。中絶した当の責任者が引き取って回向をするということは通常ありえないわけです。妊娠週数が少なければ少ないほど、そのまま下水に流してしまうという事もある。製薬会社、化粧品会社がそれをひきとって薬や化粧品を作ったりする材料にするというの

を、実は皆が知っていながら誰も本気で問題にしないし、それを規制する法律もない。産婦人科学会は死体解剖保存法にもとづく処置をすると書いてあるだけで、これはほとんど何の意味もない。そうやって廃棄されていく胎児の運命と、年間二百個ぐらいの凍結余剰胚が壊されていくことを比べた時に、それを一方に放っておいて、それを何の咎めだてもしないで、これはいけないという理屈が通用しないというのが、非常にはっきりとした私の立場です。」(村上、2002)

◎村上の評価——日本文化において、個々人の生命の尊厳に対する意識が弱い。人間個々の生命が神によって造られ与えられた尊いものであるという倫理観を持っていない日本人。

◎大問題——なぜ日本は世界の先進国に先んじて中絶を容認したか？

☆過剰人口の不満のはけ口を求めて行われた植民地主義的侵略からの撤退を余儀なくされ、狭い国土で国を立て直すために人口抑制を行わなくてはならないという判断があった。

☆そこで確立した産婦人科医の既得権益の維持という理由がピルの解禁を贈らせたという事情もある。

◎さらに、日本の宗教文化の伝統への評価が背後にある。

「日本の社会は伝統的に、胎児に対して比較的ルーズな扱いをしてきました。一五四九年にザビエルたちが日本にやってきたとき、彼らは日本社会の倫理の高さ、道徳の高貴さに、非常に衝撃を受けている。そのことはローマへの報告書にも書き送っています。しかし、高いモラルを維持している日本社会のなかで、彼らがどうしても我慢できなかったのは、間引きとか堕胎がきわめて簡単に行われているという事実でした。／アルメイダという司祭が北九州にそうしたなかで、日本で最初の西欧的な病院を建てたといわれますが、実はそれは病院ではなく、一種の「子捨て」の箱でした。生まれた子どもを殺すぐらいなら、教会の門前に置いた箱の中に捨てていって欲しい、自分たちが育てるから、というのがその趣旨です。」(同前)

◇では、カトリック教会はどのような経緯で中絶禁止を掲げるようになったのか？

◎中絶反対見解の根底をなす教義的論理：「靈魂付与」(ensoulment)——キリスト教神学体系の確立期、すなわち 13 世紀に基礎づけられた。アルベルトゥス・マグヌス (1193-1280) など。

◎第二ヴァチカン公会議 (1962-5)、教皇パウロ六世の回勅『フマーネ・ヴィテ (Humanae Vitae) ——適正な産児の調整について』 (1968)

◎1869 年の教皇ピウス九世の教令に遡る。これは、1827 年にカール・エルンスト・フォン・ベールによって卵子の存在が証明され、1875 年にオスカル・ヘルヴィヒが受精の全過程の説明に成功するという発生学の発展を踏まえたもの。

◎加えて、神から与えられた人間の生命が増殖していくことは高い価値のあることだという思想——「神は自分にかたどって人を創造された。／男と女に創造された。／神は彼らを祝福して言われた。／「産めよ、増えよ、地に満ちて地を従わせよ。海の魚、空の鳥、地の上を這う生き物をすべて支配せよ。」(創世記 1 章 27-28 節)

◎多産主義(fecundism)——ウィリアム・ラフルーア (LaFleur 1992)

◇植民地主義と多産主義の関係

◎近代の急速な人口増加は植民地や新開地への移住と結びついた。——キリスト教による動機づけ+政治経済的な要因。(以下、若槻、鈴木 1975)。

◎主要な生産者が農民であり、その農民が土地に緊縛されていた封建制度の影響が濃い時代には、急速な人口増加は発生しない。大航海時代以来、300 年間に、ヨーロッパから新大陸に移住した人々は 200 万人を超える程度。

◎19 世紀に入り状況は一変。産業革命とともに労働力と市場の拡張への欲求が加速度

的に強まる。農村に膨大な余剰人口が生じ、都市と植民地や未開拓地（フロンティア）、とりわけ新大陸への自由な移住による生活改善の希望に火が点き、それは経済発展と国力増強の指標とも重なる。イギリスの人口は18世紀中頃までの150年間にはせいぜい50%。18世紀半ばから20世紀初期までの150年の間には約5倍。

◎19世紀の初めのイギリスでは人口の1/3~1/7が貧民状態。深刻な社会問題。

◎1821-1924の約百年間にヨーロッパから新大陸への移住者は5,816万人。とくに1906から1910の5年間は年平均1,717千人。

◎墮胎や間引きは道徳と文明を知らない野蛮な風習だという考え方は、**キリスト教こそ文明化や進化を支える卓越した宗教だという思想**とともに、**人口増加こそ国家の富強の条件という思想**にも支えられていた。

◎日米戦争への引き金としての移民問題（1920年代）（岡崎 1999）。

◇加えて優生思想。19世紀末から（ケヴルス 1993）。女権拡張運動と避妊法を広めようとする新マルサス主義の台頭と並行（荻野 1994）。

◎しかし、20世紀の中葉まで**1世紀以上**にわたって基本的に**中絶禁止論**が主流。キリスト教の多産主義と倫理思想が近代国家の多産主義を側面から支える。

◇日本の富国強兵策と人口政策はこの路線にのっとったもの

◎本庄栄治郎『人口及人口問題』（1930.12）

「……凡そ植民地なるものが、本国における過剰人口を收容し、本国生産品の消費地として、或は本国に対する原料供給地として、有望なる以上は、内地人口と植民地人口との関係を調査することは、最も必要なりといはなければならぬ。而して我国の植民地として考ふべきものは、台湾・樺太・朝鮮・及び関東州（満州鉄道附属地は之を含まず）これである。今これ等植民地における人口を見るに、（中略）その約三分一強が植民地に存するものであるが、更に密度の関係を見るに、（中略）新附の地方には尚人口を包容するの余地存するが如く、従て将来の開発を要するもの少なからざるがごとくであるが、之を欧州諸国の例に比せん乎、彼れは広大なる植民地を有するがため、その植民地人口甚だ多きに拘らず、密度は頗る小であつて、発展の余地大なるものがある。（中略）されば我国は欧米諸国に比すれば、甚だ狭小にして且人口の頗る充実せる、植民地を有するものといふべく、従て内地における過剰人口を包容するの余地も決して大なりとはいふことを得ない、況や植民地中には寒冷炎熱の両地方を含むに於ておや。」（pp.254-8）

◎高橋梵仙『日本人口史之研究』（1941.11）

古来世界の歴史を大観するにその国の人口多きの故を以て滅亡したる国家のあることを知らない。否寧ろ人口多く、且つ増加率の高き国家程生々発展の歴史を有してゐるのである。中には人口の増加は反面に食糧問題の危機を説く者もあるが断じて誤りである。人間生活に必要な物資は人口の増減に正比例することの自然法則を知るべきである。我等大和民族の発展と東亜皇化圏の確立は、一に多量にして精神的に肉体的に優秀なる人口に基礎をおいてのみ、初めて考へることが出来る。この事実を無視しては、絶対に大日本帝国の発展は考へられないのである。（pp.852-3）

3. 日本における人口統御と宗教文化の関与

◇波平恵美子『いのちの文化人類学』←千葉徳爾・大津忠男『間引きと水子』

「子供の生まれかわりの信仰の背景には、以前にも述べたように、かつて日本人の間には一人一人の人間の個別性よりも、ある「家」やある土地に生まれ、一定期間の人生を生きて死んでゆく者は、一つの大きないのちのプールのようなものの中から、ある時間帯だけこの世に生まれ出て来て、死ぬと、またそのいのちのプールに帰るとでも比喻できるような、個人のこの世での生命を強調しないいのちの観念があった。生

まれてすぐに死んだ子供の名前をその後数年を経ずに生まれた子供にそのまま付けることがかつて頻繁に行われた。あるいは幼くて死んだ子供の葬式は行わず戒名も与えなかった地域が全国で見出され、その理由を、「すぐに生まれかわるように」といっていたことなどを考え併せると、いのちを個別のものとする傾向が小さかったことをうかがわせる。／しかし、いのちの観念は、第二章の「生殖技術の発達をもたらすもの」でも述べたように、現在、一層個別化に向かっている。幼くして死んだ子のいのちは、次に生まれてきた子のいのちとは別個のものであり、中絶した胎児のいのちは、後で生まれた子のいのちとは無縁だと考えられている。水子供養の背景には、このような「いのちの個別化傾向」がありはしないだろうか。また現在の水子信仰は、農漁村よりもむしろ都市の人々の間において隆盛であることを見ると、幼児のまへの伝統的な死者儀礼が変化したものというよりも、新たな信仰の発生としてとらえた方が、よりよく理解できるのではないかと考える。」(pp.44-45)

「私が訪れた家の、世帯主の父親に当たる人はその頃六〇歳代半ばだったが、インタビューのあと支度をして山へ出かけるという。それは桜の苗木を山に植えるためであった。その人は、自分の家の前の「マエヤマ」(家の正面に立った時に見える山の風景あるいは山そのもの)に見える桜の木は、自分の祖父が植えたものであり、今後生まれてくる孫や曾孫の代の人々が自分の植えた満開の山桜を楽しめるように、今のうちに桜の苗木を植えておくのだと言った。」(p.21)

◇有元正雄『真宗の宗教社会史』(1995)

近世社会史あるいは近世宗教史の研究において真宗門徒における殺生忌諱を課題とし、具体的に検討した業績を知らない。それは主に、祖師親鸞の教義、とくに「獵師ヲモセヨトアル御勸化」とか、真宗の原則ともいうべき「肉食妻帯」等を観念的形式的に理解し、理念や原則と歴史的現実の乖離していること、時には逆転すらもみられることを理解するに至らなかったからであろう。／しかし、歴史において理念と現実の乖離することを承認した上で、子細に真宗篤信地帯と非真宗地帯を観察するとき、両者の間にさまざまな差異のあるのに気づかされる。たとえば最もティピカルにみると、真宗寺院率の極めて小さい北関東諸国や美作国が人口減少に悩まされ、墮胎・間引きの禁令がしばしば出ているのに、真宗篤信地帯である北陸諸国や安芸国で人口増加がみられ、同禁令のみられぬ如きである。この場合、北関東諸国と北陸諸国の間に、また美作国と安芸国山間部との間に、農民の生活状況において決定的差異はあるまい。とすれば、自らの生存を図って墮胎・間引きを行なうか、自らの生存を賭して、なお墮胎・間引きを忌諱するか、両者を分つポイントは信仰とエートスの質的差異にあるように思われる。そしてその結果は極めてパラドキシカルであり、前者は「農村荒廃」を招き自らの生存基盤を狭隘にし、後者は「家業はげしき国風」を形成し生存基盤を拡大するのである。／北海道開拓に際し明治三十年代までに限定すれば、北陸四県民が東北六県民を凌駕してその中心勢力となり、ハワイ官約移民においても広島・山口・熊本・福岡の「右四県人専有ノ稼業地トモ可申景況」を出現し、次いで北米各地に進出していく。／そのことは、上述した真宗篤信地帯からの優秀な出稼ぎ・行商人、さらには移住・移民等が潜在的過剰人口による単純な人口圧力のみによるものでなく、真宗地帯における殺生忌諱のエートスによって招来された人口増加の現象が、正直・勤勉・節儉・忍耐等の徳目を内容とする他のエートスと結合しつつ、社会経済的エネルギーとして噴出し、「出稼ぎ型」経済活動における質的相乗作用が形成されていたことを意味するものである。(pp.243-4)

〈参考文献〉

有元正雄『真宗の宗教社会史』吉川弘文館、1995年

- 千葉徳爾・大津忠男『間引きと水子——子育てのフォークロア』農山漁村文化協会、1983年
- ベルンハルト・ヘーリング『生命・医・死の倫理』（田淵文男訳）サンパウロ社、1990年（ドイツ語原著、1980年）（英訳：Bernhard Häring, *Free and Faithful in Christ, vol.3 Light to the World, Crossroad*, 1981）
- エリック・J・ホブズボーム『帝国の時代 1875-1914』（野口建彦・野口陽子訳）みすず書房、1993年（Eric J. Hobsbaum, *The Age of Empire 1875-1914*, Weidenfeld and Nicolson, 1987）
- 本庄栄治郎『人口及人口問題』日本評論社、1930年
- レオン・カス編『治療を超えて——バイオテクノロジーと幸福の追求（大統領生命倫理評議会報告書）』（倉持武監訳）青木書店、2005年（Leon R. Kass ed., *Beyond Therapy: Biotechnology and the Pursuit of Happiness, A Report of the President's Council on Bioethics*, Dana Press, 2003）
- ダニエル・J・ケヴルス『優生学の名のもとに——「人類改良」の悪夢の百年』朝日新聞社、1993年（Daniel J. Kevles, *In the Name of Eugenics: genetics and the Uses of Human Heredity*, Alfred A. Knopf, 1985）
- 教皇ヨハネ・パウロ二世『いのちの福音』カトリック中央協議会、1996年（The Supreme Pontiff John Paul II, *Encyclical Letter: Evangelium Vitae*, 1995）
- ウィリアム・ラフルーア『水子——〈中絶〉をめぐる日本文化の底流』青木書店、2006年（LaFleur, William R., *Liquid Life: Abortion and Buddhism in Japan*, Princeton University Press, 1992）
- 森岡正博『生命学に何ができるか——脳死・フェミニズム・優生思想』勁草書房、2001年
- 村上陽一郎「「生命の始まり」その行方（2）」『生命尊重ニュース 円ブリオにほん』平成14年秋号、2002年
- 波平恵美子『いのちの文化人類学』新潮社、1996年
- 荻野美穂『生殖の政治学——フェミニズムとバース・コントロール』山川出版社、1994年
- 同 『中絶論争とアメリカ社会——身体をめぐる戦争』岩波書店、2001年
- 岡崎陽一『日本人口論』古今書院、1999年
- 総合科学技術会議生命倫理専門調査会「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」（中間報告書）「委員個人意見書」、2003年12月
- Susumu Shimazono, “Why Must We Be Prudent in Research Using Human Embryos?: Differing Views of Human Dignity,” LaFleur, William R, Gernot Boehme and Susumu Shimazono, eds., *Dark Medicine*, Indiana University Press, forthcoming, a
- , “Reasons Why the Selection of Life is Not Good to Do: From Japan’s Experiences of Prenatal Genetic Diagnosis,” Julian Savulescu, *How Can Human Nature Be Ethically Improved?*, Oxford University Press, forthcoming, b
- 島菌進「先端医療技術の倫理と宗教——いのちの始まりとスピリチュアリティ」、湯浅泰雄編『スピリチュアリティの現在——宗教・倫理・心理の現在』人文書院、2003年 a
- 同 『いのちの始まりの生命倫理——受精卵・クローン胚の研究・利用は認められるか』春秋社、2006年
- 高橋梵仙『日本人口史之研究』三友社、1941年
- 瀧井宏臣『人体ビジネス——臓器製造・新薬開発の近未来』岩波書店、2005年
- 立岩真也『弱くある自由へ——自己決定・介護・生死の技術』青土社、2000年
- 若槻泰雄・鈴木讓二『海外移住政策史論』福村出版、1975年